６／26（金）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　６月26日（金）15時00分

発表項目 （行事名）	北海道の食品ロス発生量の推計（令和５年度）について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	○　令和５年度の北海道の食品ロス発生量を国の算定方法に準じて推計したので公表します。 ○　食品ロス発生量は、家庭系が９万トン(前年度比同)、事業系が８万トン(前年度対比同)となり、合わせて　17万トン(前年度比同)となりました。 　推計開始以来、最小となった昨年度と同数となりました。 ■北海道の食品ロス発生量（令和５年度） 家庭系：９万トン、事業系：８万トン、合計：17万トン ○　道としては、関係機関･団体などと連携し、引き続き、あらゆる世代への意識の醸成、飲食店での食べ残しの持ち帰り、食品事業者での製造工程見直しによる賞味期限の延長など、食品ロスの削減をそれぞれの立場で実践できるよう取組を推進してまいります。		
参考	添付資料：〔参考〕食品ロス発生量の推移		

報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク　(場所)

担当 （連絡先）	農政部 食の安全・みどりの農業推進局 食品政策課　（担当者：小森） TEL　ダイヤルイン　０１１－２０４－５４２７（内線２７－６７４） 公用スマホ　０１１－５８５－６１０２　（内線３１８０５）

〔参考〕

■北海道の食品ロス発生量の推移

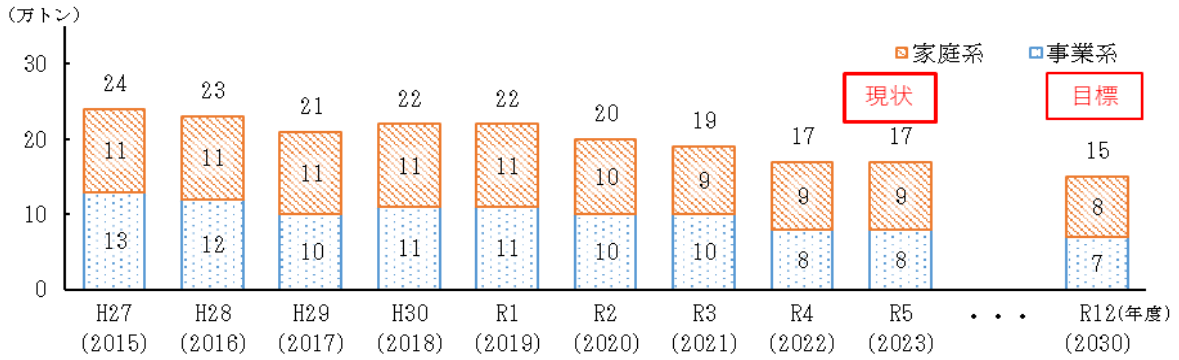

＊R12は「北海道食品ロス削減推進計画」における目標年

■全国の食品ロス発生量の推移

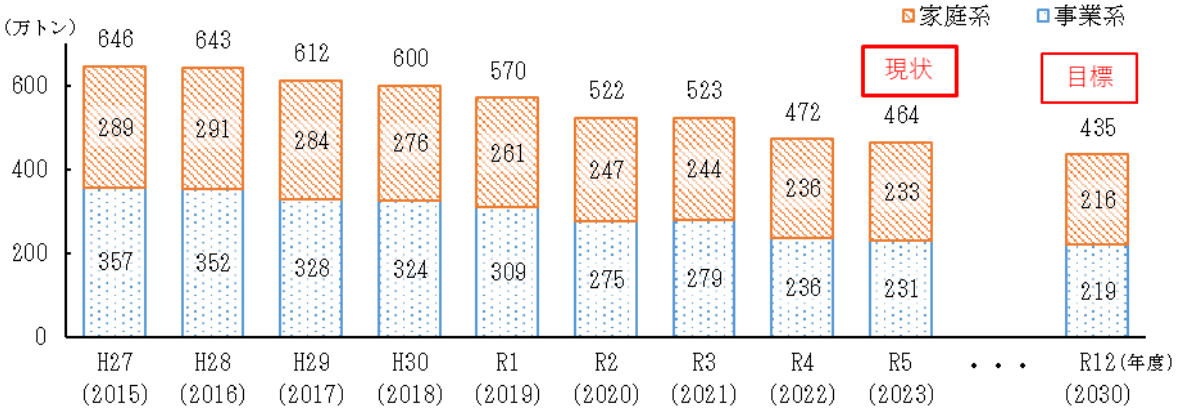

＊R12は国における目標年

【道の算出方法及び用語】

■ 事業系食品ロス発生量

(1) 食品リサイクル法に基づき食品関連事業者を対象に農林水産省が行っている定期報告及び統計調査の結果から、道内の食品関連事業者の食品廃棄物等の年間発生量をてん菜糖製造業を除き推計

(2) (1)に全国の定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を乗じることで食品ロスの発生量を推計

■ 家庭系食品ロス発生量

(3) 環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物等の調査結果から、食品廃棄物の発生量を把握・推計している市町村の発生量を基に、道内の家庭から発生する食品廃棄物の年間発生量を推計

(4) (3)に全国の家庭系の食品廃棄物に対する食品ロス量の割合を乗じて食品ロス量を推計

＊ 食品廃棄物等:

① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの。

② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないもの。

なお、固形状のものに限定しないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。

また、「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さ等で、飼料等の原料として有価で取引されるものも含まれる。再び食品として利用される物は含まない。

〔「食品リサイクル法に基づく定期報告書に係る用語集」より〕